

特定の違法行為に対する措置

請負者（以下「乙」という。）は、本件契約に関し、次のいずれかに該当したときは、幸田町（以下「甲」という。）に対して損害賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を甲の定めるところにより支払わなければならない。

- 1 乙又は乙の代表者、代理人、使用人、その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為（乙を構成事業者とする事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第8条の2第3項の規定により排除措置を命じられ、又は同法第8条の3の規定により課徴金の納付を命じられた場合を含む。以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、同法第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき。
- 3 公正取引委員会が、本件契約に関し乙に独占禁止法違反行為があったとして課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- 4 乙又は乙の代表者、代理人、使用人、その他の従業員が刑法96条の3の規定による刑が確定したとき。